

## 学童保育の質の確保に係る取り組みについて（次期計画に向けて）

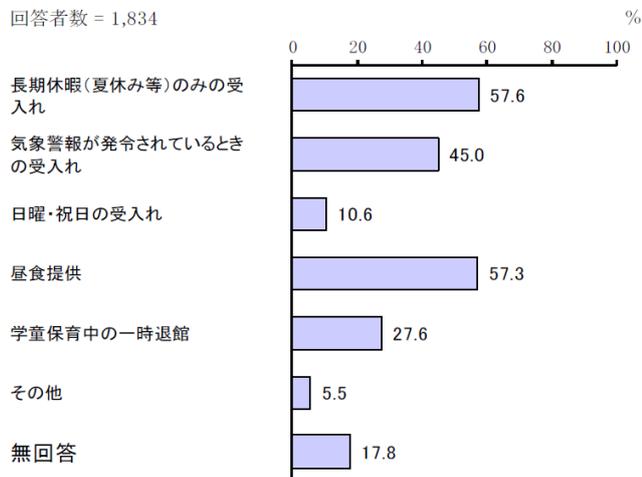
### ○主な検討項目

1. 日本版DBSへの対応
2. 夏休みの学童受入（令和6年度より一部施設で実施）
3. 長期休業中の昼食提供
4. 警報時の受入れ
5. おやつ

（参考）学童保育において今度利用を希望するサービス（複数回答可）

（令和5年度神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査より R5. 12-R6. 1）

回答者数 = 1,834



## 1. 日本版DBSへの対応

- ・性犯罪歴をデータベース化したシステム「日本版DBS」を盛り込んだ法案が、令和6年度夏までに成立が見込まれる。同法案では、学校や保育所などに確認を義務付ける一方、学習塾や学童保育などの事業者の参加は任意とされている。

### (1) 概要

- ・学童保育施設における職員採用は、指定管理者が独自で実施
- ・採用時の対応は、各法人が誓約書（違反時の懲戒処分や秘密保持、経歴の虚偽が無いこと等）や個人情報保護誓約書、身元保証書等を取得している。
- ・学童保育に携わる職員へ求める役割や心構え等は、神戸市の「放課後児童クラブ（学童保育）に関する基準」等において示している。
- ・市では、学童保育従事希望者の登録制度を設置  
（令和5年度実績：登録者221名、採用決定者48名）
- ・「日本版DBS」法案では、学童保育施設は（民間の学習塾等と共に）任意利用とされているが、本市としては学童保育施設も積極的に制度を利用していくべきと考える。

### ②論点

- ・日本版DBSへの登録を市内の学童施設全施設に義務付けることとし、あわせて、「神戸市放課後児童クラブの基準（ガイドライン）」の改訂を検討する。  
（例）以下、①～②について、共に義務付け  
対象：①市が助成する公・民学童施設 計250施設  
②助成はしていないが、届け出を行っている民間学童施設 5施設
- ・登録制度においても、登録時に施設が照会することへ同意いただくこととする。

### (参考1) 日本版DBS（DBSは英国のDisclosure and Barring Service（前歴開示及び前歴者就業制限機構）の略称）

- ・性犯罪歴をデータベース化したシステムをこども家庭庁が構築し、保育現場などへの就労希望者に性犯罪歴がないことを雇用主側が確認する制度
- ・認定こども園や保育所等児童福祉施設の設置者等は、制度利用が義務付けられる。
- ・一方、認可外保育施設や学童保育、民間の学習塾やスイミングクラブの利用は任意とされ、国の認定を受けた事業者には利用を認める方針
- ・法案提出は2023年秋の臨時国会にて見送りとなったが、2024年通常国会で成立となる見込み（論点：義務化の対象、条例を対象とするか等）
- ・R6.3.19政府は「日本版DBS」の創設法案を閣議決定した。

### (概要)

- ① 保育所や幼稚園、学校にシステムの利用を義務づける。

- ② 学習塾や放課後児童クラブ、認可外保育所等は任意の認定制度の対象とする。
- ③ 犯罪歴がある場合、直接子どもと関わらない業務を担当させる等の措置を講じる。難しい場合は解雇も許容される。
- ④ 刑法や児童ポルノ禁止法の性犯罪に加え、痴漢や盗撮等の条例違反も対象
- ⑤ 照会機関は、拘禁刑は刑期後 20 年、執行猶予は裁判確定日後 10 年、罰金以下は刑期後 10 年

## (参考 2) 登録制度

- ・平成 19 年度より、市が学童保育就労希望者の「登録制度」を設けて、就労・雇用を支援している。具体的には、就労希望者を人材バンク化し、施設と登録者をマッチングしている。
- ・令和 5 年 2 月より web 登録と web 上の簡易な閲覧が可能となった他、令和 5 年以降広報こうべの募集の継続掲載、学生向けチラシの作成・大学等への配布、施設向けに定期レポート等を行い、登録人数や採用者数が大幅に増加

### <概要>

開始年度：平成 19 年度

運営：神戸市社会福祉協議会に委託

利用実績：

|         | 登録人数  | 採用人数 | 採用率 | HP 閲覧数  |
|---------|-------|------|-----|---------|
| 令和 2 年度 | 41 名  | 22 名 | 54% | 508 件   |
| 令和 3 年度 | 31 名  | 10 名 | 32% | 426 件   |
| 令和 4 年度 | 67 名  | 16 名 | 24% | 521 件   |
| 令和 5 年度 | 221 名 | 48 名 | 22% | 3,447 件 |
| 令和 6 年度 | 21 名  | 3 名  | 14% | 309 件   |

※令和 6 年度は令和 6 年 5 月 1 日時点の数字

## (参考 3) 神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（ガイドライン）の改訂（案）

### (2) 労働条件

#### ①雇用

運営主体は、労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程（就業規則、給与規程等）、雇用契約書等を整備する。

また、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）が経験、知識、指導力を発揮できるよう、安定的な雇用が図られるように努める。

さらに、職員採用時には、日本版 DBS 制度に基づき、性犯罪歴について確認する。

## 2. 夏休みの学童受入（令和6年度より一部施設で実施）

- ・通常の学校授業時間に就労している保護者から夏休み期間のみの受入れを希望する声は多く、学童施設の中には児童数が減少している施設もあるため、受け入れ可能な施設から夏休みのみの学童受入を実施する。

### （1）概要

#### ① 対象児童

- ・神戸市内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、次の要件を満たしていることが必要
- ・保護者が働いている家庭、又はこれに準ずる家庭の児童。但し、保護者の就労は週3日以上を目安とする
- ・昼間、保護者(同居する父母や祖父母等を含む児童の面倒を見る人)がいない家庭の児童
- ・家から施設に1人で来て1人で帰ることができ、排泄や食事が1人でできる児童

#### ② 受入期間 夏休み期間中8～17時(延長は19時まで) ※日曜日、祝日を除く

#### ③ 利用料 通常の利用料と同じ形態

#### ④ スケジュール 令和6年2～3月：実施施設の募集、決定 4月：保護者への案内、児童募集(4/10～5/20) 7月20日～：受入れ

#### ⑤ 施設への加算：指定管理料等に併せて概算払い（精算あり）

- ・基本運営費 225千円/年
- ・運営費加算

| 学童受入人数 | 加算額     |
|--------|---------|
| 10～19名 | 100千円/年 |
| 20名以上  | 200千円/年 |

- ・大規模加算(1施設約280千円/年、人数ランクがアップした場合のみ)

#### ⑥ 施設数：20施設（R6年度）

- ・原則、当該年度の登録児童数が、ガ基準より40人以上受入れ可能な施設  
※網掛け施設は、学童児童を学校等に連れて行くことで、40名以上受入れが可能となる児童館

|           |                 |                  |
|-----------|-----------------|------------------|
| 1 都児童館    | 8 泉台児童館         | 15 つつじが丘学童保育コーナー |
| 2 六甲道児童館  | 9 道場児童館         | 16 北五葉学童保育コーナー   |
| 3 たちばな児童館 | 10 押部谷児童館       | 17 甲緑学童保育コーナー    |
| 4 雪御所児童館  | 11 平野児童館（西）     | 18 井吹の丘学童保育コーナー  |
| 5 大日丘児童館  | 12 井吹西児童館       | 19 岩岡学童保育コーナー    |
| 6 高倉台児童館  | 13 明親学童保育コーナー   | 20 井吹西学童保育コーナー   |
| 7 本多間児童館  | 14 多間の丘学童保育コーナー |                  |

⑦ 他都市の実施状況（令和5年12月時点）

| 実施  |    |           |                  |
|-----|----|-----------|------------------|
|     | 定員 | 全児童対策     | 学童保育             |
| 全施設 | 有  | 横浜        | 仙台,静岡△,岡山△       |
|     | 無  | 札幌,川崎,名古屋 |                  |
| 一部  | 有  | 大阪※       | 千葉,広島            |
|     | 無  | 北九州       |                  |
| 未実施 |    | 学童への途中入会  | 導入未定             |
|     |    | 新潟,京都,福岡  | さいたま,相模原,浜松,堺,熊本 |

△:通常利用料より高額 ※施設により異なる

### 3. 長期休業中の昼食提供

- ・長期休業中の学童保育での昼食提供は、市民ニーズが高く、こども家庭庁からも地域に応じた対応を求められている。全市での提供については、提供できる事業者の確保（配送、決済）等で課題がある。
- ・すでに独自で実施している事業者が複数いるため、導入事例から事業者負担の少ない昼食提供方法等を確認しながら、拡大に向けて検討していく。

#### (1) 概要

##### ①実施状況（令和5年8月時点：50/207施設）

- ・夏季休業期間中10日以上実施：25施設（公設）※令和3年度調査：12/195施設
- ・特定日・イベント時のみ等：25施設（公設）

##### ②実施例

【A児童館】保護者が直接弁当業者に注文を行い、代金を支払う。

【B児童館】保護者が専用アプリで直接弁当業者に注文。支払いは、翌月おやつ代と共に引き落とす。

##### ③他都市の実施状況

6都市（広島、札幌、千葉、熊本、京都、北九州）※広島のみ全施設で実施

【広島市】令和5年度予算16,000千円

- ・令和5年度より、夏休み、冬休み、春休みに実施。発注システムや配送費等を市が負担。360円/食で提供。

【札幌市】令和5年度予算8,600千円

- ・令和4年度より、夏休み、冬休みに一部施設で実施。発注システムや配送費、事務費を市が負担。（夏120館、冬140館/全199館）
- ・期間中1回/週で実施し、390円/食で提供。利用率は約35%。

##### ④学校給食センターの活用

- ・令和7年1月供用開始予定の「(仮称)神戸市第一学校給食センター」の運営事業者(代表企業：東洋食品)が、自主事業として垂水区内の学童保育への配食サービスを検討中。

#### 4. 警報時の受入れ

- ・ 警報時の受入れについては、保護者ニーズが高いが、現状未対応

##### (1) 概要

- ・ 授業中に警報が発表された場合：基本的には、教育活動を継続
- ・ 学童保育中に発表された場合：延長対応を含めて、学童保育を継続。原則、警報発表中に保護者に迎えを求めることは行っておらず、保護者に引き渡すまで、学校または学童保育施設で預かり
- ・ 朝から警報が発表され、学校の臨時休業、土曜日、長期休業中：学童保育は児童や職員の安全確保、施設の運営体制の点から休所
- ・ 警報が解除された場合：運営体制が整い次第、開所

##### (参考1) 他都市の警報発表時の対応状況

政令市：20 都市中 5 都市対応（札幌、仙台、横浜、新潟、岡山）

主な近隣市：明石のみ ※登所実績は概ね 2 割

（西宮、芦屋、尼崎、三田、三木は対応なし）

## (参考2) 学童保育における警報発表時の対応整理

### ◇学童保育における警報発令時の対応整理

自宅

学校

学童

考え方：神戸市に気象警報が発表された場合、児童の安全確保の観点から、小学校での取扱い（臨時休業）を踏まえて、原則、閉所とする。

：学校が臨時休業の場合においても、警報が解除された場合は、職員体制が整い次第、受け入れを行う。

：警報時の対応については、学童施設と保護者の間で、事前に説明、確認を行う。

| 平日                            | 8:00                     | 9:00              | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00      | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
|-------------------------------|--------------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|
| 【発令が夜まで継続】                    |                          |                   |       |       |       |       |       |       |            |       |       |       |
| ①授業（学校）開始前の発令                 | ○発令（自宅待機・10時まで警報継続で臨時休校） |                   |       |       |       |       |       |       |            |       |       |       |
| ②授業開始後の発令（学童前）                |                          | ○発令（原則、学校待機・授業実施） |       |       |       |       |       |       |            |       |       |       |
| ③学童開始前後の発令                    |                          |                   |       |       |       |       | ○発令   |       |            |       |       |       |
| ④学童実施中の発令                     |                          |                   |       |       |       |       |       | ○発令   |            |       |       |       |
| 【発令が昼で解除】                     |                          |                   |       |       |       |       |       |       |            |       |       |       |
| ⑤授業（学校）開始前の発令<br>（学童実施前の解除）   | ○発令（臨時休校）                |                   |       |       | ○解除   |       |       |       |            |       |       |       |
| ⑥授業（学校）開始前の発令<br>（学童実施時間中の解除） | ○発令（臨時休校）                |                   |       |       |       |       | ○解除   |       | ※職員体制が整い次第 |       |       |       |

◆大雨警報（土砂災害）時は、土砂災害警戒区域以外の学校が臨時休校とせず（条件あり・校長判断）に授業を実施する場合は学童受け入れも実施（対象47施設）

※大雨警報（浸水害）時は臨時休校

| 土曜              | 8:00      | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00      | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
|-----------------|-----------|------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ⑦学童開始前に発令       | ○発令（学童なし） |      |       |       |       |       |            |       |       |       |       |       |
| ⑧学童開始前に発令（昼に解除） | ○発令（学童なし） |      |       |       |       | ○解除   | ※職員体制が整い次第 |       |       |       |       |       |
| ⑨学童実施中に発令       |           | ○発令  |       |       |       |       |            |       |       |       |       |       |

◆③、④、⑨の場合、施設の体制、児童の安全等を総合的に判断し、天候状況等によっては保護者にできるだけ早くお迎えに来ていただく

◆警報中の帰宅は、原則保護者または保護者等の迎えを依頼（保護者の同意があれば天候等の状況により児童だけの帰宅も可能）

◆延長を利用していない児童も、警報発表時に限り必要に応じて17時以降も預かる（ただし保護者等の迎えが必要）

## 5. おやつ

学童保育におけるおやつの提供については、栄養補給や気分転換等につながっており、多くの児童が楽しみにしている時間となっている。

一方で、おやつに関する対応が職員の負担になっており、出席率の低い児童にとって、同料金を支払うことに不公平感が感じられる等、課題も見られる。

### (1) 概要

- ・おやつ代は月額一律 1,500 円
- ・おやつは各施設で購入・保管・配布している。
- ・毎日同じものを出せないため、児童の好みを踏まえながら商品を検討し、賞味期限に注意しながら定期的に購入しており、保管場所の確保も必要
- ・職員の大きな負担となっている。
- ・多くの児童は、おやつの時間を楽しみにしている。
- ・高学年児童は、出席率が低く、おやつを毎日食べていないにも関わらず、同料金を支払っている。

### (参考) 他都市の状況

| 項目   |         | 政令市   |
|------|---------|---|
| 金額   | 1500円以下 | 神戸、浜松、広島、熊本   |
|      | 2000円以上 | さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、名古屋(公設民営)、堺、岡山、福岡、北九州              |
|      | 把握していない | 京都、大阪   |
| 各自持参 |         | 札幌(18-19時延長児童のみ持参おやつタイム)<br>仙台(16:30(冬場は16時)以降持参おやつタイム) |
| 減免   |         | 相模原   |

### (参考) 放課後児童クラブ運営指針解説書（平成 28 年 12 月厚生労働省）

- ⑥ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。

子どもにとっておやつは、栄養補給（補食）としての役割とともに、気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きもあります。また、おやつの時間は、子

ども同士が、一緒になごやかに楽しむひと時でもあります。ゆったりとした雰囲気仲間とともにおやつを楽しむことは、子どもにとって生活の場である放課後児童クラブにおいて、とても大切なことです。

おやつの提供に当たっては、子どもの来所時間や夕食の時間、遊びや生活の流れ、子ども達の状態等を考慮し、おやつを提供する時間や内容、量等を考えていくことが望まれます。提供に際しては、安全及び衛生管理に万全を期す必要があります。また、おやつの内容等については、保護者に伝えることが望まれます。